

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧

第2表 工事に関する費用

第1 削除

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (8)	(略)
(9) 工事費の減額 適用	(略)
(10) 工事費の適用 除外	ア ～ (略) オ カ 前項において、I P通信網契約者から(6)欄に定める割増 工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増 工事費として加算して適用される額はI P通信網契約者に 負担していただきます。

新

第2表 工事に関する費用

第1 削除

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (8)	(略)
(9) 工事費の減額 適用	(略)
(10) 工事費の適用 除外	ア ～ (略) オ カ 前項において、I P通信網契約者から(6)欄に定める割増 工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増 工事費として加算して適用される額はI P通信網契約者に 負担していただきます。 キ <u>メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1の契約者</u> <u>回線の態様による細目がグレード2に係るI P通信網契約</u> <u>者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1の契</u> <u>約者回線の態様による細目がグレード1のもの、200Mb/sの</u> <u>もの若しくは1Gb/sのものへの品目等の変更の請求（その</u> <u>請求に係る契約者回線の終端の場所が同一となるものに限</u> <u>ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合又は音声</u> <u>利用I P通信網サービス契約約款における第1種契約者</u> <u>（契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係る</u> <u>者に限ります。）から、第1種契約の解除の通知と同時にメ</u> <u>ニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のグレード1</u> <u>のもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのものに係るI P通</u> <u>信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が</u> <u>光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI</u> <u>P通信網契約者が指定する者として）と解除の通知があ</u> <u>った音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種</u>

新旧対照

旧		新	
			<u>契約者（その第1種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第1種契約者が指定する者とし、また、その申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更又はその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費（当社が認める場合に限ります。）及び割増工事費（料金表第2表第2（6）のウに規定するものに限ります。）については適用しません。</u> <u>ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にそのIP通信網サービスの提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u>
(11) 初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	(略)	(11) 初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	(略)
		附 則（令和6年12月25日企第155500000525号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1の契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係るIP通信網サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内が100Mb/sのカテゴリ3-1のグレード1のもの、200Mb/sのもの又は1Gb/sのものに係るIP通信網サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のグレード2のものに係るIP通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はそのIP通信網契約者に事前に通知を行います。	

新旧対照

旧	新
	(経過措置) 3 前項の規定において、100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスのＩＰ通信網契約者から、100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード１のもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又は100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種契約（その第１種契約者（その第１種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第１種契約者が指定する者としします。）と解除の通知があったメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者としします。）が同一の者である場合に限ります。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード１のもの、200Mb/sのもの若しくは1Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社は100Mb/sのカテゴリ－３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスを、当社が別に定める日から起算して最大６か月の間提供します。この場合において、ＩＰ通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用	
第1 工事費		第1 工事費	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (7)	(略)	(1) ～ (略) (7)	(略)
(8) 工事費の適用除外	ア ～ (略) ツ	(8) 工事費の適用除外	ア ～ (略) ツ テ <u>契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係る第1種契約者からグレード1のものに係る第1種サービスへの品目等の変更の請求（その請求に係る契約者回線の終端の場所が同一となるものに限り、）があり、当社がその請求を承諾した場合又は I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー5-2 の100Mb/sのカテゴリ-3-1の契約者回線の態様による細目がグレード2のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にグレード1のものに係る第1種契約（その第1種契約者（その第1種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第1種契約者が指定する者として、）と解除の通知があった I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー5-2 の100Mb/sのカテゴリ-3-1のグレード2のものに係る I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者として、）が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限り、）を承諾した場合であって、当社がその音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更又はその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端</u>

新旧対照

旧		新	
			<u>装置工事費、時刻指定工事費（当社が認める場合に限ります。）及び割増工事費（料金表第2表第1(6)のウに規定するものに限ります。）については適用しません。</u> <u>ただし、その第1種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にその音声利用IP通信網サービスの提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u> ト 当社は、IP通信網契約サービス契約約款における料金表第2表第2の1適用⑩のキの規定を適用する場合（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1の契約者回線の態様による細目がグレード2に係るIP通信網サービスとメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1の契約者回線の態様による細目がグレード1のもの、200Mb/sのもの又は1Gb/sのものに係るIP通信網サービスに係る契約者回線の終端の場所が異なる場合も含みます。）は、第2種サービス（プラン1のタイプ2のメニュー1のものに限ります。）の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、時刻指定工事費（当社が認める場合に限ります。）及び割増工事費（料金表第2表第1(6)のウに規定するものに限ります。）については適用しません。 <u>ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にその音声利用IP通信網サービスの提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u>
(9) 工事費の減額適用	(略)	(9) 工事費の減額適用	(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年12月25日企営第155500000525号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。 （サービス提供の終了） 2 当社は、当社が別に定める日において、契約者回線の態様による細目がグレード 2 のものに係る第 1 種サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がグレード 1 のものに係る第 1 種サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのグレード 2 のものに係る第 1 種サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はその第 1 種契約者に事前に通知を行います。 （経過措置） 3 前項の規定において、グレード 2 のものに係る第 1 種契約者から、グレード 1 のものに係る第 1 種サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又は第 1 種契約の解除の通知と同時に I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 の100Mb/sのカテゴリ 3－1 の契約者回線の態様による細目がグレード 1 のもの、200Mb/sのもの若しくは 1 Gb/sのものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてします。）と解除の通知があった第 1 種契約者（その第 1 種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第 1 種契約者が指定する者としてします。）が同一の者である場合に限りします。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限りします。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード 1 のものに係る第 1 種サービス又は I P 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－2 の100Mb/sのカテゴリ 3－1 のグレード 1 のもの、200Mb/sのもの若しくは 1 Gb/sのものに係る I P 通信網サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード 2 のものに係る第 1 種サービスを、当社が別に定める日から起算して最大 6 か月の間提供します。この場合において、第 1 種契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新																
料金表 第1表 料金 (略) 第2表 工事にに関する費用 1適用	料金表 第1表 料金 (略) 第2表 工事にに関する費用 1適用																
<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(5) 機器工事費 の適用除外</td><td>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。）</td></tr><tr><td>(6) その他工事 費の適用</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 機器工事費 の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。）	(6) その他工事 費の適用	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (4)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(5) 機器工事費 の適用除外</td><td>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。） <u>ウ 当社は、約款における料金表第2表第1の1適用(8)のテ及びトの規定を適用する場合は、第2種サービス（プラン1のタイプ2のメニュー1のものに限ります。）の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については適用しません。</u> <u>ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にその端末設備の提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u></td></tr><tr><td>(6) その他工事 費の適用</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) 機器工事費 の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。） <u>ウ 当社は、約款における料金表第2表第1の1適用(8)のテ及びトの規定を適用する場合は、第2種サービス（プラン1のタイプ2のメニュー1のものに限ります。）の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については適用しません。</u> <u>ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にその端末設備の提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u>	(6) その他工事 費の適用	(略)
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (4)	(略)																
(5) 機器工事費 の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。）																
(6) その他工事 費の適用	(略)																
区 分	内 容																
(1) ～ (略) (4)	(略)																
(5) 機器工事費 の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア (略) イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに係るものに限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みに係るものについても適用します。）。） <u>ウ 当社は、約款における料金表第2表第1の1適用(8)のテ及びトの規定を適用する場合は、第2種サービス（プラン1のタイプ2のメニュー1のものに限ります。）の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については適用しません。</u> <u>ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後1年以内にその端末設備の提供を開始できなかった場合は、この限りではありません。</u>																
(6) その他工事 費の適用	(略)																
	附 則（令和6年12月25日企管第155500000525号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。																